

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第4回所沢市国民健康保険運営協議会		
開 催 日 時	令和5年11月20日(月) 午後1時30分～2時15分		
開 催 場 所	所沢市役所 高層棟7階 研修室		
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
説明者の職・氏名			
報 告 事 項			
議 題	1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について(答申)・公開 2. その他報告事項・公開		
会 議 資 料	資料1 産前産後期間相当分(4ヶ月分)の国民健康保険税が免除されます! 資料2 埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)(案)(修正案) 資料3 第3期所沢市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について		
担当部課名等	健康推進部長 越智三奈子	健康推進部次長 大出 久美	
	収税担当参事 大野 義彦		
	国民健康保険課長 石川 純也	国民健康保険課主幹 遠藤 康代	
	収税課主幹 斎藤 伸壽	収税課主幹 青木健太郎	
	国民健康保険課主査 水口 文枝	国民健康保険課主査 敦賀 直幸	
	国民健康保険課主査 高橋 大輔	国民健康保険課主査 粉川 亮介	
	国民健康保険課主任 工藤 美加	国民健康保険課主任 矢澤 沙季	
	健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131		

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
司 会	開会
会 長	開会の挨拶
市 長	市長挨拶
司 会	<p>所沢市国民健康保険に関する規則（以下、規則）第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 13 名出席）。</p> <p>続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の席次表が 1 枚 ・運営協議会委員名簿が 1 枚 ・「令和 5 年度版 見てなっとく！さいたまの国保」が 1 部 ・埼玉県国民健康保険運営方針(第 3 期)（案）（修正案）が 1 部 <p>また、事前にお送りいたしました資料をお持ちになっていない方は、事務局までお申し付け下さい。</p> <p>よろしいでしょうか。過不足がございましたらお申し出ください。</p> <p>それでは、次第に則って進めてまいります。これからの議事の進行につきましては、規則第 4 条第 1 項によりまして会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>本橋会長よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>議事に入る前に、事務局から何か説明があればお願いします。</p>
司 会	<p>では議事に入ります前に、「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本日の会議内容につきましては、答申「所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について」及び「その他報告事項」、全て公開とお知らせしております。ご了承いただきたいと思います。</p> <p>また、傍聴者へ配付する資料につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①傍聴人配布用の表紙「傍聴人の皆様へ」 ②本日の会議次第 ③第 2 回及び第 3 回協議会で配布しました、資料 1～5 ④埼玉県国民健康保険運営方針(第 3 期)（案）（修正案）

司	会	<p>⑤第3期所沢市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画の策定についての計9点となります。</p> <p>なお、会議録の記録、確定につきましては、これまでと同様、会議録は要約方式とし、発言者の委員名については「委員」とだけ記載いたします。</p> <p>また、会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき署名確定する方式でよろしいでしょうか。ご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>それでは、ただいま会議の公開等について事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。</p> <p>説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
委	員	異議なし。
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、そのように決定させていただきます。</p> <p>それでは、議題に入ります前に、傍聴人の確認をとらせていただきます。</p> <p>事務局、本日傍聴希望の方はいらっしゃいますか。</p>
司	会	<p>本日の会議に当たりましては、傍聴希望者が1名いらっしゃいます。傍聴希望者に入室していただきますので、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>傍聴の方に申し上げます。</p> <p>傍聴席においては、発言をすること、また、写真撮影・録音等は禁止されております。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、次第に従いまして進行してまいります。</p> <p>答申「所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について」ですが、前回の審議会の最後で述べましたとおり、私議長と職務代理と事務局で、皆様のご意見等を踏まえた答申案を作成しておりますので、内容をご確認していただくこととなります。</p> <p>それでは、事務局より答申案を配布していただき、説明をお願いいたします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>それでは、事務局よりご説明いたします。ただいま会長よりお話しがありましたとおり、答申案を作成しております。これより答申案をお配りいたします。</p> <p>[答申案を配布]</p> <p>それでは、お手元の答申案をご覧ください。答申案を読み上げさせていただきます。</p> <p>所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について（答申）</p> <p>令和 5 年 8 月 23 日付け所国第 187 号で諮問された「所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について」は、各種資料等を参考に慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので、ここに答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>令和 6 年度国民健康保険税の後期高齢者支援金等分賦課限度額を 20 万円から 22 万円に引き上げる。</p> <p>なお、施行日は令和 6 年 4 月 1 日とする。</p> <p>付帯意見 レセプト点検の強化や、保健事業の推進などによる医療費の削減について引き続き注力し、運営の安定化に努めていただきたい。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から配布がありました答申案の内容について、ご確認いただくとともに、委員の皆様よりご意見・ご質問を伺いたいと思います。</p> <p>前回の協議会の中で、委員からいただきましたご意見等を踏まえて作成いたしました。いかがでしょうか。</p> <p>[意見・質問なし]</p> <p>ご意見等がないようであれば、確認をさせていただきます。</p> <p>答申書案のとおり答申書を作成し、市長へ答申することとなりますが、よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(採決⇒全員賛成)</p>

様式第 2 号

議 長	<p>ありがとうございました。全会一致により、答申案が採択されましたので、これをもちまして正式に答申書とさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>それでは、答申書作成のため、会長と職務代理は中座いたします。委員の皆様におかれましては、しばらくお待ちください。</p>
	<p>〔答申書作成〕</p>
	<p>〔市長入室〕</p>
司 会	<p>それでは、これから、運営協議会を代表いたしまして、会長から市長へ答申を行なうこととなります。お願いいたします。</p>
議 長 (会 長)	<p>〔答申書朗読、提出〕</p>
司 会	<p>ありがとうございました。 それでは、ここで改めて市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
市 長	<p>市長挨拶</p>
司 会	<p>ありがとうございました。市長はこの後、別の公務が控えており、ここで退席となりますので、ご容赦ください。</p> <p>〔市長退室〕</p> <p>では、引き続き議事の進行を会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただいま市長にお渡しいたしました答申書の写しについて、事務局より委員の皆様へ配付してください。</p> <p>〔答申書（写）を配布〕</p> <p>引き続きまして、「その他報告事項」でございます。事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局よりご報告及びご説明いたします。</p> <p>はじめに、本日の答申後の流れですが、先ほど市長からもお話のありましたとおり、本日の答申を尊重させていただきまして、国民健康保険税賦課限度額の改定議案として、令和 5 年 12 月定例会に提出をさせていただきます。</p> <p>また、12 月議会では、産前産後の保険税免除の議案も合わせて提出いたします。ただいま資料をお配りしますのでご覧ください。</p> <p>〔資料配布〕</p> <p>こちらは法改正により、国民健康保険被保険者が出産するにあた</p>

<p>事 務 局</p>	<p>り、産前産後の4ヵ月間（多胎妊娠の場合、6ヵ月間）の保険税が免除となる制度が設立されたことに伴うものになります。令和6年1月からの適用となっております。賦課限度額の改定と同じく、国民健康保険税条例に関することですので、賦課限度額と併せて改定するものになります。</p> <p>12月議会の議案の写し・議案資料、および議会スケジュールにつきましては、準備が整い次第、委員の皆様へ郵送させていただきます。</p> <p>続きまして、現在県が策定を行っております、「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」につきまして、策定の状況などをご報告いたします。</p> <p>お手元にございます埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（案）（修正案）（令和6年度～令和11年度）をご覧ください。</p> <p>埼玉県では、平成30年度からの国民健康保険新制度において、県と市町村が共同運営するための指針となる「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し、市町村とともに国民健康保険の安定的な運営を図ってきました。</p> <p>現行の運営方針（第2期）の対象期間が令和6年3月31日で終了するため、「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」の策定が現在進められています。</p> <p>第3期運営方針策定の基本的な考え方として以下の4点が挙げられています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 財政運営の安定化を図りつつ、国保の都道府県単位化の趣旨の深化を図るため、法定外繰入れの着実な解消や保険税水準の統一、医療費適正化の更なる推進に取り組む。 ② 次期運営方針の対象期間において課題となる事項について、具体的な取組や将来的な目標を盛り込む。 ③ 令和9年度の保険税水準の準統一の実現に向け、具体的な統一基準や今後結論を出すべき項目の課題や方向性を盛り込む。 ④ 本県の市町村国保の現状を新たに盛り込む。 <p>これらの「策定の基本的な考え方」を踏まえ、新たな章として、「4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法」が追加されているほか、市町村国保の現状の追加や激変緩和措置の終了等に伴う項目の追加・削除が行われています。</p> <p>第2期方針からの変更点でございますが、主な項目のみ申し上げます。</p>
--------------	--

<p>事 務 局</p>	<p>ます。</p> <p>1 基本的事項 (P.1～2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(1) 策定の目的」(P.1) は、財政運営の安定化を図りつつ、国保の都道府県単位化の趣旨の深化を図るため、法定外繰入れの着実な解消や保険税水準の統一、医療費適正化の更なる推進に取り組む旨の記述となっています。 ・「(4) 対象期間」(P.2) について、第 2 期方針は 3 年間でしたが、第 3 期方針は令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 6 年間となっています。また、6 年間の中間年に必要な見直しを行うこととする旨が新たに記載されました。 <p>2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し (P.3～17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(1) 市町村国保の現状」(P.3) の項目を追加し、被保険者数の推移や被保険者一人当たりの所得・医療費等の状況が新たに掲載されています。 ・また、令和 9 年度に保険税水準の準統一を実現するため、決算補填等目的以外を含めた法定外一般会計繰入金全体を、令和 8 年度までに解消することとされています。(P.14～16) <p>3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法 (P.18～27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(1) 賦課の現状」(P.18) として、県内市町村の応能応益割合や保険税率、保険税軽減世帯数などの状況が新たに掲載されています。「賦課方式」については、県が 4 月に実施した税率等調査の結果に基づき、令和 5 年 4 月 1 日時点の情報に更新されています。2 方式は 43 市町村となっています。 ・「賦課限度額」(P.19) についても、令和 5 年 4 月 1 日時点の情報に更新されています。政令と同額となっている市町村は昨年度から 1 つ増え、23 市町村となっています。 ・第 2 期運営方針において完全統一は、収納率格差が一定程度まで縮小した段階で行うこととされておりましたが、第 3 期国保運営方針では令和 12 年度の完全統一を目指すこととされ、具体的な目標年度が示されました。(P.22) <p>4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法 (P.28～31)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険税水準の統一を進める上での段階(納付金ベースの統一、準統一、完全統一)ごとに、市町村と合意している事項や統一基準、今後検討すべき事項が記載されています。 ・令和 9 年度の準統一に当たっては、全市町村で賦課方式を 2 方
--------------	--

<p>事 務 局</p>	<p>式（所得割・均等割）、賦課限度額を政令同額で統一することとなっております。</p> <p>運営方針は今後の当市の税率改正等の指標となりますことから、今後の運営協議会でも引き続き、関係個所を中心にご説明していきたいと考えております。</p> <p>この第 3 期運営方針ですが、11 月 7 日に埼玉県の国民健康保険運営協議会が開かれ、こちらの修正案の内容で大野知事に答申することとなりました。今後、県が答申を受けて手続きを進め、大野知事が決定し 12 月に公表する予定となっております。</p> <p>それでは簡単ではございますが、埼玉県国民健康保険運営方針（第 3 期）についてのご報告は以上となります。</p> <p>続きまして、今年度策定を行っております、「所沢市国民健康保険保健事業実施計画」いわゆるデータヘルス計画、そして特定健診等実施計画につきまして、進捗状況をご報告いたします。</p> <p>本来であれば、計画案をご覧いただきながら説明をすべきところではありますが、現段階では、素案として皆様にお示しできる段階には至っていないため、概要を記した資料を用意させていただきましたが、お手元にご準備はよろしいでしょうか。</p> <p>まずは、データヘルス計画、特定健診等実施計画の概要でございます。</p> <p>データヘルス計画は、平成 25 年に閣議決定された「日本再興戦略」において、全ての健康保険組合に対し策定が求められた計画です。内容といたしましては、特定健康診査の結果やレセプト等のデータを分析・活用し、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画となっております。</p> <p>国民健康保険では、国民健康保険法に基づく「保険事業の実施等に関する指針」により、データヘルス計画に沿って、保健事業を実施し、評価・改善等を行っておりますが、現在の第 2 期計画の計画期間が今年度で終了いたします。このため、令和 6 年度からの第 3 期計画の策定を進めているところなのですが、今回の特徴といたしましては、これまで別計画としていた「特定健診等実施計画」と一体的に策定することになったことです。</p> <p>特定健診等実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病予防や疾病の早期発見・早期治療による健康の保持増進を目的として策定されるもので、特定健康診査や特定保健指導</p>
--------------	--

<p>事 務 局</p>	<p>の実施に関する事項が記されております。こちらについても、今年度が計画の最終年度となっており、来年度から始まる新たな計画は、令和 11 年度までの 6 年間で計画期間とすることとなっております。</p> <p>一体的に策定するメリットとしては、両計画の内容が重複する部分が多かったことから、2つの計画を策定する手間が省けること、事業への取り組みや進捗管理・評価がしやすいことなどがあげられます。</p> <p>計画の一体化のほかにも、前回との変更点といたしましては、後期高齢者医療の被保険者の健康づくりも見据えた「地域包括ケアシステム」の推進に関する項目を新たに盛り込んだこと、パブリックコメントを実施することなどがございます。</p> <p>また、策定に当たっては、前回策定時はデータ分析から始まる作業の全てを職員により行いましたが、今回はこれらの作業を外部委託で行ったことで、民間業者の専門的技術やノウハウを活用し、さらには職員の時間外勤務等の負担を軽減することができております。</p> <p>計画の構成については資料にお示した通りですが、第 7 章が、一体化させた「特定健診等実施計画」の部分に当たります。また、全体として前期計画よりも細かな章立てをしたことで、よりわかりやすい組み立てとなっております。</p> <p>今後のスケジュールでございますが、12 月中に素案が固まることを目指して作業を進めております。年明け 1 月には、計画案に対するパブリックコメントを実施いたしますので、委員の皆様にも、この時点で計画案を送付させていただく予定です。</p> <p>参考までに、パブリックコメントとは、市民参画の一つの手法として、市政にかかわる計画の策定や条例の制定などの際に、市民の皆様「案」の段階で内容をお示しし、広くご意見をいただく制度です。本市においては、意見募集を 30 日間程度実施することとなっており、当計画のパブリックコメントも 1 月下旬から 30 日間実施する予定です。</p> <p>そして、2 月に実施される第 5 回の運営協議会の場では、この計画案についてご協議いただきます。皆様から頂戴したご意見は、パブリックコメントでいただいたご意見と合わせ、必要に応じて計画案へ反映させてまいります。こういった手順を踏みまして、3 月末には計画が完成する予定です。</p> <p>委員の皆様には、年明けのお忙しい時期に、計画案をご確認いただくこととなりますが、何卒ご協力のほど、よろしく願いいたし</p>
--------------	--

事務局	<p>ます。</p> <p>なお、第5回の会議につきましては、お手元の資料にもありますとおり、2月の開催を予定しておりますが、現在、日程・会場等を調整中でございます。皆様へは開催通知にて正式にご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは簡単ではございますが、データヘルス計画の概要についての報告は以上となります。</p>
議長	<p>ただいま事務局より、「埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)(案)(修正案)」と「データヘルス計画、特定健診等実施計画」についての説明がございました。</p> <p>この2点に関しまして、委員の皆様からご質問やご意見、ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>データヘルス計画について質問です。パブリックコメントを色々なところで実施されていますが、今回のパブリックコメントに関しては、どのような人に対して、どのような形で提示し、コメントをいただくのでしょうか。</p> <p>限られた期間での実施ということになりますので、多くの人に伝わらずに、形式的なものに留まってしまうということが実際に見受けられますから、そういった点についてどのような工夫をされているのかをお伺いしたいと思います。</p>
事務局	<p>データヘルス計画のパブリックコメントにあたりましては、まず「広報ところざわ」にパブリックコメントを実施する旨の記事掲載を予定しています。また、市役所だけではなく、まちづくりセンターで閲覧することも可能ですし、市のホームページからダウンロードしてご覧いただくことも可能です。</p> <p>実施にあたりましては、ほっとメールなどでも市民の皆様にお知らせする予定です。</p>
議長	<p>他に、ご意見やご質問はいかがでしょうか。</p> <p>[意見・質問なし]</p> <p>それでは、私の方から質問させていただきます。今後、運営協議会の中で何らかの協議をしていく際は、先ほど説明のありました「埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)(案)(修正案)」に基づいて行う、という解釈でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>県の運営方針では統一の目標年度が定められておりますことから、各市町村はその目標年度に間に合うよう、税率改正等を検討する必要があります。</p>

事 務 局	<p>また、運営方針の該当部分につきましても、今後の協議会で詳しくご説明させていただき、内容についてご検討いただければと考えております。</p>
議 長	<p>他の委員の皆様はいかがでしょう。</p> <p>[意見・質問なし]</p> <p>先ほど、第 5 回の運営協議会については、来年 2 月の実施で、詳しい日時等は改めて委員の皆様へ通知されることでした。</p> <p>また、運営方針の修正案については、今後の協議会で順次説明を受け、改正等が間に合うようにしていきたいとの説明でしたので、委員の皆様におかれましてもご了承いただきたいと思います。</p> <p>全ての議事は終了となりましたが、その他のことについて、委員の皆様からご質問やご意見等ございましたら、何でも結構ですのでお願いいたします。</p> <p>[質問・意見なし]</p> <p>それでは、以上で会議は全て終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
司 会	<p>本橋会長におかれましては、長時間に渡り議長をお務めいただきましてありがとうございました。</p> <p>最後に、閉会のことばを赤坂職務代理よりお願いいたします。</p>
職 務 代 理	<p>閉会の挨拶</p>
司 会	<p>それでは以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>

令和5年度第4回 所沢市国民健康保険運営協議会出欠表

令和5年11月20日現在

代表区分	推薦依頼先	出欠	氏名
被保険者代表	所沢青色申告会	出	守谷友宏
	いるま野農業協同組合	出	越阪部敦子
	所沢市連合婦人会	出	齋藤千里
	所沢商工会議所	出	中早苗
	公募	欠	大久保寛
	公募	出	小野葉子
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会	欠	齊藤秀行
		欠	伊藤哲
		欠	古敷谷淳
		欠	廣瀬恒
	所沢市歯科医師会	出	下山賢一郎
	所沢市薬剤師会	出	安達秀夫
公益代表	所沢商店街連合会	欠	宇佐美保政
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会	出	赤坂悦
	連合埼玉 西部第四地域協議会	出	矢島伸哉
	所沢市社会福祉協議会	出	本橋栄三
	所沢市自治連合会	出	廣川隆通
	知識経験者	出	村田美智子
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	欠	今井慎
	公立学校共済組合 埼玉支部	欠	渡邊しほり
	西武健康保険組合	出	荒川雄三

任期 令和6年12月31日まで